

告 発 状

2017年7月13日

大阪地方検察庁 御中

告発人 阪口徳雄（弁護士）

告発人 上脇博之（研究者）

告発人 愛須勝也（弁護士）

告発人 小林徹也（弁護士）

告発人 岩佐賢次（弁護士）

告発人 高須賀彦人（弁護士）

告発人 由良尚文（弁護士）

告発人 前川拓郎（弁護士）

告発人 菅野園子（弁護士）

告発人 白井啓太郎（弁護士）

告発人 渡辺輝人（弁護士）

告発人 谷川直人（弁護士）

告発人 服部崇博（弁護士）

別紙告発人賛同者目録記載のとおり
(第1次集約合計 名)

(背任罪及び証拠隠滅罪の被告発人)

別紙被告発人目録記載の職員

はじめに

先月 大阪地方検察庁特捜部が国と大阪府の補助金を学校法人森友学園が不正に得た疑いがある等として、関係場所を、搜索差押を行った。搜索容疑は、特別支援児助成金の詐欺と、サステナブル補助金に関する補助金適正化法違反等であるが、もし疑わしい疑惑があるなら、適正な捜査が行われるのは当然のことである。

しかし、森友学園をめぐる疑惑の核心は、存在するかどうか実に怪しい、地下埋設物の撤去費用名目で高額な値引きがなされて、国有地が著しく低額譲渡された疑惑であり、そこへの安倍晋三内閣総理大臣やその夫人である安倍昭恵氏の関与と、近畿財務局をはじめとする財務省の背任容疑であり、大阪地検特捜部に期待されるのはこの疑惑の解明である。すでに、木村真豊中市議らによる背任罪での刑事告発が受理されているにもかかわらず、こちらの捜査は未だ進展している様子は見られない。

大阪地検特捜部が、国民から期待されている役割は政治家や高級官僚の国政、自治体などの不正、腐敗を追及することにある。かつて、生駒市の前々市長が低額な土地を高額に購入した事件を背任容疑で逮捕し、その後に発覚した贈収賄罪でも起訴して懲役2年8月の実刑判決にするなど国民の期待に応えた。私達は疑惑の核心である国有地の低額譲渡問題の真相解明のために捜査を尽くすことを御庁に求めるとともに、これを疑惑のまま終わらせないために、本件告発をする次第である。

第1 告発の趣旨

被告発人らの下記行為は、それぞれ背任罪（刑法第247条）及び証拠隠滅罪（同第104条）を構成すると思われるので、刑事上の処罰を求める。

記

(告発の事実)

- 1 被告発人らは2016年（平成28年）6月9日、国が学校法人森友学園に対し、評価額9億5600万円の国有地（大阪市豊中市野田1501番、8770.47㎡。以下、「本件土地」という）について地中埋設物の撤去費用を控除して売買する場合は、その地中埋設物の有無を適正かつ慎重に検討し、もし地中埋設物がある場合には、その数量、撤去費用等を適正に積算して、国有財産を適正な価格で譲渡する任務を負い、国の爲に誠実にその職務を遂行すべき任務を有しているところ、共謀の上、あるいは部下職員を指揮して、その任務に違背して、森友学園の利益を図り、又は自己の身分上の利益を図る「図利加害目的」を有して、上記各任務に背き、その処理費用8億1900万円を差し引いた金1億3400万円で本件土地を森友学園に売払う契約を締結させ、もって国に最大金8億1900万円の損害を与えたものである。（なお任務違

背の関係で損害額が下記第3「背任罪の告発理由」2、4の場合もあり得るがその場合も告発する)

- 2 被告発人らは、共謀の上、部下職員を指揮して、本件土地の売却に関する森友学園との交渉記録等を、背任事件の証拠であると知って、廃棄・隠匿させ、もって他人の刑事事件に関し証拠を隠滅したものである。

第2 罪名及び罰条

背任罪（刑法第247条）及び証拠等隠滅罪（刑法第104条）
刑法60条（共同正犯）

第3 背任罪の告発の理由

- 1（被告発人らは、本件土地売買に関して、2016年3月11日以降の地中埋設物の存否、その数量、撤去費用等について適正に積算していない事実の存在）

- (1) 8億1900万円の積算内容

ア 「地下埋設物撤去・処分費用の算定方法」

平成28年5月31日付不動産鑑定評価書（甲1）（4枚目）によると地中埋設物の量の計算は「対象面積×深さ×埋設物混入率」として

【対象面積】5190平方メートル

【深さ】①基礎杭が打たれる箇所は9.9m、②校舎が建築される箇所は深さ3.8m③その他の土地は深さ3.8m

【埋設物混入率】47.1%

イ ①基礎杭が打たれる箇所（深さ9.9m）（内訳表第1号直接工事費（杭）部分。2720トン。②校舎が建築される箇所（内訳表第2号直接工事費（建物）部分。8160トン。③その他の土地（内訳表第3号直接工事費（土地）部分。8640トンと積算した。ゴミの量は合計19520トンになる。

ウ この埋設物の数量を前提に処理費用トンあたり単価は22,500円で計算。その結果①部分（深さ9.9m）の処分費を6120万円。②部分（深さ3.8m）の処分費1億8360万円（7枚目）③その他の土地（深さ3.8m）部分合計1億9440万円（8枚目）合計4億3920万円と積算した。

エ 上記の地中埋設物の数量を前提に、直接工事費、間接費用を上乗せして控除した金額は8億1900万円と積算した。

- (2) 地中埋設物の存在が上記の通りあったという客観的証拠はない。

ア 「基礎杭が打たれる箇所」＝地中9.9メートル部分まで廃材、ごみが存在したという証拠はない。

当時近畿財務局、大阪航空局内では明らかであった「平成21年度大阪国際

空港豊中市場用地(野田地区)地下構造物状況調査業務・報告書(OA301)平成22年1月 大阪交通省大阪航空局・大和探査技術株式会社」(甲2)によれば、本調査はまず地中レーダーの探査を実施し、その画像を解析して地中埋設物の存在する可能性があるとして判断した箇所には地下埋設物の形状・材質・埋設量などを把握する為に試掘を行った。その結果、レーダー探査により異常箇所と思われた68箇所の試掘を行った結果、地中には埋設物は地中3メートルまでは存在するが、それ以上の深い地中には地中埋設物やゴミなどが無いことが明らかにされている。

イ 「平成23年度 大阪国際空港場外用地((OA301)土壌汚染深度方向調査業務・報告書平成24年2月 大阪航空用地部補償課・阪神測建株式会社)」(甲3)によれば、平成22年度に土壌汚染の調査をした際に

○ ボーリングした地点の地盤構成は「盛土層(B1)は0.85～1.40m. で存在し、「埋土層(B2)」はB1層下部部に1.20m～2.80m. で分布する(11頁、2-1想定断面図)これらの地層にはガラ混じり砂礫～砂により構成され角礫状のガラを主体としたコンクリート片やレンガ片及びビニールなどが混入する。木片及び植物繊維を多く混入する。

○ B1又はB2層下位には「沖積粘性土層(Ac)が存在してAc2層には少量の貝殻片が点在し、Ac3層には貝殻混じりのシルトで構成され所々貝殻片が多量となる」(9頁)。

○ この報告書から判明する事実は、地中埋設物があるのは地表から約2.8m位でそれ以下の地層は「沖積粘性土層」であるから人工構築物が混入する余地がないことである。

ウ 2014年(平成26年)10月に森友学園側がボーリング調査(地下21mから46mまでの2箇所)してゴミが見つかった最も深い場所で3.1mであった旨の報告書(甲4)があり、それが近畿財務局に届けられている。

エ 2016年3月に森友学園側が地中埋設物が多量に発見されたとして示された写真などで近畿財務局側は、前記の通り「本件建物部分の地中部分」の地中深く9.9メートルまでゴミなどがあったと認定している。国会に提出した「国土交通省大阪航空局(参議院予算委員会視察時資料)(甲5.)が、森友学園側が「本件建物部分の地中部分」地盤改良工事の中で、9.9mの地下からごみが地表にでたと説明しているが、この工法では普通はありえない。

そもそも地盤改良杭工法の場合は地中の1～2m位のごみは地上にでてくるが、最深部の先端のゴミが地上に上がって来ることはあり得ないのである。

何故なら地盤改良杭工法(https://youtu.be/nq4O_s2hADA)は現状地盤の土をドリルで攪拌しながら改良材を混ぜて硬い柱状の現状地盤を利用して地中に

築造する工法であり、場所打ち杭のように地中に深く杭ドリルで穴を掘って既製杭を挿入する工法とか、又場所打ち杭のように地中の土を掘り出し、そこに生コンを流し込む為の工法だと、地中の土や最深部にもしゴミがあれば地上に上がってくるが、地盤改良杭工法の場合は地中の土、ごみなどを掘り出す工法でないので地表にでてくることはあり得ないからである。したがってこれらの写真から地中深くごみが出たということ自体が全く信用できない。

この工法を実施した業者なら、だれでもこのような深い地中からごみなどが地上に上がってくることはありえないことは公知の事実だと言われている。

オ 前記2015年11月株式会社中道組が「地中埋設物処理工事報告書」(甲6)において、建物部分の地下3メートル、それ以外の土地はほぼ地中3メートルから1メートル部分まで埋設物を撤去した報告書を近畿財務局や豊中市に提出している(甲6)。その費用として、国は2016年4月6日、国の予算をつけて金1億3176万円を払っている(甲7)。この金1億3176万円の明細として「土壌汚染対策」費として4543万6000円、「地下埋設物撤去」費用として8632万4000円の合計金として説明された(甲8)。この資料から少なくとも地中埋設物は金8632万4000円分が撤去されている。この金額がどう考量されたのか、国の説明では不明である。

(3) ごみの混入率の計算も極めて恣意的である

本件鑑定書(甲1)に添付されているごみの混入率47.1%も恣意的である。「平成21年度大阪国際空港豊中市場用地(野田地区)地下構造物状況調査業務・報告書(OA301)」(甲2)によれば68地点の平均混入率は20.7%とある(10枚目)。確かに全体土地の部分(8770.47㎡)から対象面積(5190㎡)に限定しているが、しかし甲2号証の掘削ポイントの68ポイントの中から47.1%の資料はどこからも発見することはできない。

(4) 埋設物の処分費はトン当たりの単価は2万2500円と積算も過大である

前記「平成23年度 大阪国際空港場外用地((OA301)土壌汚染深度方向調査業務・報告書平成24年2月 大阪航空用地部補償課・阪神測建株式会社)」(甲3)によればトン単価12,300円である。仮に合計19520トンあったとしても19520トン×(2万2500円-1万2300円)=約1億9910万円を過大積算している計算になる。

(5) 仮に地中埋設物、ごみの量が国の通りであったとしても、民間でこの工事を仮に委託するとすれば金3億7080万7728円で可能であり、4億4893万4219円が過大な積算である。

告発人らが一級建築士に試算してもらったところ、金3億7080万7728円が妥当で、4億4893万4219円は過剰な積算であるとの意見(甲9)であった。

(6) 2015年11月株式会社中道組の「地中埋設物処理工事報告書」(甲6)により、国は既に合計1億3176万円を支払っている。この金額の明細の中に「土壌汚染対策費」として4543万6000円及び「地下埋設物撤去費用」として8632万4000円の合計となっているが、地中埋設物の撤去費用が既に支払われているので金8632万円余は二重計上されている可能性があり、適正な積算とは言えない。

(7) 森友学園側のコンサル・施行業者・弁護士とのメールのやり取りで3メートル以下の深い地中には埋設物がなかったということが明らかになった。このメールを見る限り3メートル以深の地中には埋設物がないことを認めている。客観的には地中埋設物は3m以深にはなかったのである(甲10)

(8) まとめ

以上の通り地中埋設物がすでに存在していたことは従前の近畿財務局の内部資料からも容易に判明する。しかしその地中埋設物の一部か全部かは不明であるが、株式会社中道組が撤去している。2016年3月11日段階で地中深く9.9mまでに地中埋設物が存在したとか言う森友学園側の申し出であったとしても甲2、甲3、甲6号証の既存の資料から「虚偽」「何らかの間違い」ではないかと慎重に検討すべきであった。しかし、近畿財務局、大阪航空局はいわばこの種の問題でのプロであるところ、地中埋設物の存否、その数量、撤去費用の積算に関して、以上述べたように適正に積算しなかった事実が存在する。この背景には次に述べるように「任務違背の行為とその故意」が存在し、「図利加害目的」があったのでこのような地中埋設物が不存在、又は上記認定した数量が存在しないのに大幅で過大な「積算」をしたのである。

御庁は以前生駒市の前々市長の背任容疑で、適正に積算しなかった不動産鑑定士を背任罪で逮捕したことがある。生駒市の場合は土地の価格を適正に積算しなかったことに対する背任の共犯であり、今回は地中埋設物の存否、その数量、撤去費用の積算に関して適正に積算しなかった事案と何ら異ならない。

2 任務違背行為の存在と故意の存在

(1) 任務違背行為は行為当時の客観的な事務内容、権限などから見て任務に違背しているかどうか判断することになる。本件の場合には国の9億円の土地価格から8億円を減価するのであるから、減価する要件を具体的に審査して、その理由に合理的理由が存在しない以上、任務違背が原則的に成立する。(任務違

背行為の有無は客観的に判断して、この違反行為があれば、次に「任務に違反している故意の有無」及び「図利加害目的の有無」を検討することになる。なお「任務に違反している故意」は「未必の故意」の場合でも足りることは当然である)

(2) 任務違背の内容について。

森友学園側から2016年3月11日に地中埋設物があったという「申告」があり、同年3月24日に買い取りの申出があり、本件土地を売却する以上、その地中埋設物の数量、その撤去費用の積算を適正に行うべき任務が要請されることは当然である。適正に認定していなければ任務違背行為があったことになる。

具体的には

- ①地中埋設物が存在しないのにそれを存在すると認定することは被告発人に要求される任務に違反することは明らかである。
- ②仮に何らかの地中埋設物の存在があるとして、その数量を過大に積算した時も同様に任務違背行為がある。具体的には ①基礎杭が打たれる箇所（深さ9.9m）（内訳表第1号直接工事費（杭）部分）。2720トン。②校舎が建築される箇所（内訳表第2号直接工事費（建物）部分）。8160トン。③その他の土地（内訳表第3号直接工事費（土地）部分）。8640トンと積算した。ゴミの量は合計19520トンになる。そもそも①「基礎杭が打たれる箇所（深さ9.9m）に2720トンあったと認定しているが、地中埋設物が深さ9.9mまでは存在する客観的可能性がない（3メートル以下は沖積層なのでゴミが混在する可能性がない）のに、森友学園側のコンサルなどの言い分を奇貨として、9.9mまで存在すると認定しているので適正な積算でないことになり任務違背行為があったことになる。又それ以外の土地②部分に8160トン、③の部分に8640トンの埋設物があったという客観的な証拠がないのにそれを認定している場合は任務違背が存在する。
- ③ゴミの混入率についても47.1%と認定しているが、他方で大阪航空局の客観的な資料では平均20.7%とあるのに、他のどのような客観的な資料から47.1%と認定したのかかが問われる。その証拠がない場合や根拠について合理的な説明ができないのであれば、ゴミの混入率を適正に積算しなかった行為が任務違背になる。
- ④仮に地中埋設物が近畿財務局の認定通りあっても、埋設物の処分費はトン当たりの単価は2万2500円と積算しているので、前記「23年度 大阪国際空港場外用地((OA301)土壤汚染深度方向調査業務・報告書平成24年2月大阪航空用地部補償課・阪神測建株式会社)」（甲3）によればトン単価12,300円が適正金額であるとすれば、このトンあたりの処分費を過大に積算しておればその行為も任務違背である。

⑤仮に地中埋設物が近畿財務局の認定通りであっても、この工事は森友学園が民間の業者に発注する価格を適正に積算する価格を積算する任務があるところ、それを異常に高額に算定したとすれば積算した者に任務違背があることになる。ちなみに

告発人らが一級建築士に試算してもらった（甲9）ところ、金3億7080万7728円が妥当で、4億4893万4219円は過剰な積算であるとの意見がる。これほど価格を大幅に算定した以上、任務違背があったことになろう。

⑥2015年11月株式会社中道組の「地中埋設物処理工事報告書」（甲6）により、国は既に合計1億3176万円を支払っている（甲7）。この金額の明細の中に「土壌汚染対策費」として4543万6000円及び「地下埋設物撤去費用」として8632万4000円の合計となっている（甲8）が、地中埋設物の撤去費用が既に支払われているのであるから、この8632万円余の埋設物は不存在になる計算になるが、この金額が二重計上されておればこれも任務違背行為になる。

（3）任務に違背する故意の存在

行為者において本件行為について「任務に違背する故意」の存在が要求される。

図利加害目的は行為の動機であるのに対して自己の行為が任務に違背する認識が必要である。この故意は本来要求される適正な積算行為でないという認識で足り、確定的に違法な行為であるという認識まで必要がない。未必の故意でも足りる。

一般的に下記に述べる図利加害目的があれば任務に違背する認識があったと解される。国の爲に誠実に業務を適正になす動機がない以上、適正な行為でない、又は「任務に違背する」という認識を有するからである。

3 被告発人らには「森友学園の利益を図る」目的があり、又「自己の保身目的」という図利加害目的があった。

（1）被告発人らは「森友学園の利益を図る」目的を有していた。

本件においては、前述のように、「本件建物部分の地中部分」のうち、少なくとも3m以深は沖積層粘土層であることから、およそ9.9mまで全部地中埋設物が存在するなどという客観的証拠はないにもかかわらず、あたかもこれが存在するかのごとく積算している。

2016年3月11日に大量の埋設物が存在したという森友学園側のコンサル会社や工事業者の言い分について、何ら具体的な根拠がないにもかかわらず、これを口実に地中埋設物が9.9mまで存在し、それら2720トンにも及ぶと

認定した一事で「森友学園の利益を図る」目的を有していたと認定される。

被告発人らにおいて、客観的に存在しない（根拠のない）地中埋設物を存在すると認定し、かつそのことにより、森友学園が支払うべき対価を減少すること自体の認識がある以上、これが森友学園の「利益を図る」目的であることは当然である。

（２）被告発人らは「身分上の利益を図る目的」の図利加害目的もあった

ア 「身分上の利益を図る目的」の意義

背任罪は財産犯であるが、図利目的は犯罪の動機であるから、財産上の利益に限定する必然性はなく「自己の地位保全や信用・面目を維持する等の身分上の利益（保身の利益）も含む」と解するのが相当である。

すなわち、「自己の利益を図る目的とは身分上の利益その他全て自己の利益を図る目的なるをもって足り、必ずしもその財産上の利益をはかる目的なることを要しない」（大審院判例大正３年１０月１６日）し、「背任罪における図利加害目的の存在を肯認するには、図利加害の意欲ないし積極的認容までを要するものではない」とされている（最高裁判例昭和６３年１１月２１日）。

イ 本件の特殊性－安倍総理夫人安倍昭恵の意向

安倍総理は、議員時代の２０１２年９月１６日、塚本幼稚園で講演する予定であったほど森友学園の教育方針に共鳴し支援していた。籠池氏と安倍総理は、「安倍晋三小学校」と命名することの承諾を安倍総理から受けていたほどの間柄であった。そして、安倍議員が総理になってからは、夫人である安倍昭恵は、このような安倍総理の意向に沿うような形で、塚本幼稚園に講演に行き、更に名誉校長に就任して、森友学園を支援、賞賛していた（甲１１号証）。

このような中で、安倍昭恵の秘書が財務省に特別に「照会」、「質問」、「口利き」などを行っていたというのである。さらに、安倍総理が、森友学園に対し、昭恵を通じて１００万円の寄付を行ったことも籠池氏は証言している。

ウ 被告発人ら中央省庁の職員の地位の特徴

言うまでもなく、被告発人ら中央省庁の職員の世界は、終身雇用制、年功序列制が維持されるピラミッド型組織であり、内閣人事局に各省庁の幹部人事権が握られている。そして、その内閣人事局の頂点に立つのが、時の総理大臣である。

前述のように、本件小学校の開設が、安倍昭恵（ひいては安倍首相）の意向が客観的に強く窺われる状況において、上位者の評価のもとでその地位が決せられる被告発人ら官僚としては、多かれ少なかれ、その意向に従わざるを得ない。そのような一連の主観的行為規範は、まさに、「身分上の利益を図る目的」そのものである。

エ 小括

現在判明している証拠からは、被告発人らが、安倍昭恵から直接に要請、指示を受けたことは明らかではないが、仮に直接の指示等がなくても、上記のような客観的事実があり、その旨の認識が被告発人らにあり、前記1に述べた被告発人らに「地中埋設物の存否、その数量、撤去費用の積算に関して慎重・適正に積算していない事実」=誠実に国の爲になしていない行為が存在する以上、「自己のその地位保全や身分上の利益を図って行う」ものであると認定することは可能である。

4 財産上の損害の発生

背任罪は結果犯なので、任務違背行為により国に財産上の損害が発生したことが要求される。この損害額については前記2で述べた各任務違背行為により損害額も異なる

- ①地中埋設物の撤去費用が8億1900万円分も存在しない場合には国の損害額は8億1900万円になることは明らかである
- ②「基礎杭が打たれる箇所」の深さ9.9mまで地中埋設物が存在する可能性がないのにそれがあると認定して場合は、その数量を2720トンと算定しているので、最低でも直接費の6120万円（内訳表第1号）が損害額となる。
- ③ゴミの混入率についても47.1%と認定しているが、この混入率が適正でなく、むしろ大阪航空局の客観的な資料の平均20.7%と算定すべきであるのにそれをしなかった任務違背がある場合の損害額は直接工事費の「処分費」だけでも、
$$19520t \times (0.207 / 0.471) = \text{約}8578 \text{トンになり}$$
$$8578 \text{トン} \times 22500 \text{円} = \text{約}1億9300 \text{万円になる}$$
ところが処分費だけでも合計4億3920万円と積算しているので2億4620万円の損害になる。
- ④埋設物の処分費はトン当たりの単価は2万2500円の積算に任務違背があれば前記「平成23年度 大阪国際空港場外用地((OA301)土壤汚染深度方向調査業務・報告書平成24年2月 大阪航空用地部補償課・阪神測建株式会社)」(甲3)によればトン単価12,300円である。仮に合計19520トンあったとしても1万9520トン \times (2万2500円-1万2300円)=約1億9910万円が損害になる。
- ⑤仮に地中埋設物が近畿財務局の認定通りあっても、この工事は森友学園が民間の業者に発注する価格を適正に積算する任務があるところ、それを異常に高額に算定した任務違背があるときは、その金額の差額が国の損害額になる。
ちなみに当会が一級建築士に試算してもらった(甲9)ところ、金3億708

0万7728円が妥当で、4億4893万4219円が国の損害額になる。

- ⑥「2015年11月株式会社中道組の「地中埋設物処理工事報告書」(甲6)により、国は既に合計1億3176万円を支払っている(甲7)。この金額の明細の中に「土壌汚染対策費」として4543万6000円及び「地下埋設物撤去費用」として8632万4000円の合計となっている(甲8)が、地中埋設物の撤去費用が既に支払われているのであるから、この8632万円余の埋設物は不存在になる計算になるが、この金額が二重計上されておれば金8632万4000円の損害になる。

第4 証拠隠滅罪の告発理由

1 背任罪の証拠隠滅行為について

(1) 交渉記録等は背任罪に関する証拠であること

「証拠」とは、刑事事件につき、捜査機関又は裁判機関が、国家刑罰権の有無を判断するに当たり関係があると認められる一切の資料をいう(大判昭和10年9月28日集14-997)。これには、犯罪の成否、態様、刑の軽重に関する資料(大判昭和7年12月10日集11-1817)のほか、訴訟手続上の事実に関する資料も含まれる。

近畿財務局と森友学園との本件国有地の低額譲渡にかかる交渉記録等の文書及び電磁的記録(以下「本件交渉・面会記録等」という。)のうち地中埋設物やゴミがどの程度存在したかの証拠は、本件国有地の価額を算定する資料で本件背任罪の成否に関する物的「証拠」に該当することは明白である。また、森友学園からの要請に基づき「庁内でどのように報告し、検討したかの庁内の文書、写真、電磁的記録」も本件背任罪の成否に関する物的「証拠」であるだけでなく、背任罪に係る公務員の「情状証拠」にも該当することも明白である。

(2) 証拠の隠滅行為があること

隠滅行為とは、証拠そのものを滅失させる行為のほか、証拠の顕出を妨げ又はその証拠価値、効力を滅失減少させるすべての行為をいう(大判昭和10年9月28日集14-997)。

2011年に財務省理財局は、「未利用国有地等の管理方針について」という通達をだしており、そこには「交渉の経過については、必ず書面で記録するものとする」とある。

また、財務省の佐川宣寿理財局長(当時)は、2017年2月24日に開かれた衆議院予算委員会で、「森友学園への国有地売却の事案は、2016年6月20日の契約締結をもって終了したので、省内の規則に従い、保存期間1年未満の

文書として廃棄し、もはや残っていない」と答弁した。

さらに、同年4月3日の衆議院決算行政監視委員会では、佐川理財局長は、交渉・面談記録の電子データについても、「紙もパソコンのデータも同様の取扱い（不要になったら廃棄）をしている。パソコン上のデータも、短期間で自動的に消去され、復元できないシステムになっている。」と答弁したが、同年4月7日の衆議院内閣委員会では、中尾睦理財局次長（当時）は「自動消去機能というのは基本的にごさいません。」、「消去は職員がパソコンを操作して行う。」と先の答弁を事実上修正するに至っている。

そして、現に、告発人の1人である上脇博之（神戸学院大学法学部教授）が「近畿財務局と森友学園との交渉・面談記録」及び「近畿財務局に森友学園以外の者からの交渉・面談記録」情報公開請求をしたところ開示された行政文書は土地売買契約書、不動産鑑定評価書だけであり、庁内の文書では「普通財産売却決議書」だけあった。それ以外の文書、写真、電磁的記録は開示されなかった。

以上の経過からすれば、これらの交渉記録等は、文書や電磁的記録として現に存在していたにもかかわらず、近畿財務局の職員がこれらを廃棄したことが裏付けられ、この廃棄行為が証拠の隠滅行為に該当することは明らかである。

（3）証拠隠滅の故意－行政文書の保存期間の関係－

ア 佐川理財局長は、本件交渉記録は、森友学園への国有地売却の事案は、契約の締結をもって終了したので、省内の規則に従い、保存期間1年未満の文書として廃棄したと答弁している。仮に、この答弁どおりに本件交渉記録が保存期間1年未満の文書として既に廃棄されたとしても、行政文書の保存期間の起算日の関係で、2017年3月末日までは存在していた可能性が高い。

すなわち、財務省行政文書管理規則では、「行政文書の保存期間の起算日は原則として行政文書を作成、取得した日の翌年度の4月1日とする。」（13条4項）とされており、少なくとも2016年4月1日以降に作成、取得した本件国有地の低額譲渡にかかる交渉記録等の文書及び電磁的記録は、2017年4月1日が保存期間の起算日となるから、起算日前の2017年2月や3月には現存していた可能性が高い。

そして、大阪府豊中市の市議員が、本件国有地の売買価格を非開示とした近畿財務局の決定は違法であるとし、国に決定の取消を求める訴訟を大阪地裁に提起したのが、2017年2月8日であり、また、豊中市の市民らが背任罪で刑事告発をしたのが、同年3月24日である。

そうすると、本件交渉記録を同年4月1日以降に廃棄したのであれば、背任罪の訴追がなされる危険性を現に認識した時期である以降に交渉記録等を廃棄したということになるから、証拠隠滅罪の故意があることは明白である。

イ 仮に、上記管理規則の例外（13条4項但書）として、本件開示対象文書は

契約成立（2016年6月20日）から随時に「面談・交渉記録」を廃棄したとしても、本罪の故意は優に認められる。

すなわち、本件土地売買契約は、代金の支払いが10年間の分割となっている以上、契約締結によって終了したものではなく、契約終了によって廃棄してよい行政文書ではない。会計検査院も2017年4月25日の国会で「契約締結で事案終了と認めることにはならない」と説明している。そうだとすれば、このような契約締結で事案終了という形で該当文書を廃棄することは国の中央省庁の公務員は、一般的に廃棄することはない。

それにもかかわらず、随時作成した交渉記録等を即廃棄したとすれば、一般的には廃棄しない文書を本件の事案に限り交渉記録等の文書を廃棄したということになり、本件交渉記録の廃棄の際には、本件国有地の不正な低額譲渡を隠ぺいする意図、又は少なくとも背任等刑事事件の証拠を隠滅するという認識があったと強く推認できるのである。

（4）共犯関係の成立

証拠隠滅罪の客体は「他人の刑事事件に関する証拠」であり、自己の刑事事件に関する証拠は本罪の客体とはならない。

しかしながら、自己の刑事事件に関する証拠の隠滅を他人に教唆させて実行した場合には本罪の教唆犯を構成するというのが判例である（大判明治45年1月15日録18-1、最決昭和40年9月16日集19-6-679）

被告発人らは、別紙証拠目録記載の文書、図画、電磁的記録の証拠が存在したが、一切開示されていない事実を見ると、どこかの段階で本件国有地の譲渡を担当した部署の職員に指示をし、本件交渉記録等を廃棄又は隠匿させた可能性が高い。この場合、実際に本件交渉記録等の廃棄、隠匿した職員には証拠隠滅罪が成立し、これを指示した被告発人らには証拠隠滅罪の教唆犯が成立する。

第5. 結論

よって早急に捜査を遂げ厳重に処罰されたく告発する。

証 拠 書 類

甲1号証 「平成28年5月31日付不動産鑑定評価書」

甲2号証「平成21年度大阪国際空港豊中市場用地(野田地区)地下構造物状況調査業務・報告書(OA301)平成22年1月 大阪交通省大阪航空局・大和探査技術株式会社」

- 甲 3 号証「平成 2 3 年度 大阪国際空港場外用地((OA301)土壤汚染深度方向調査業務・報告書平成 24 年 2 月 大阪航空用地部補償課・阪神測建株式会社)」
- 甲 4 号証「2 0 1 4 年(平成 2 6 年) 1 0 月に森友学園側がボーリング調査報告書」
- 甲 5 号証「国土交通省大阪航空局(参議院予算委員会視察時資料)」
- 甲 6 号証「2 0 1 5 年 1 1 月株式会社中道組の「地中埋設物処理工事報告書」
- 甲 7 号証 平成 2 8 年 4 月 1 日付有益費返還通知書
- 甲 8 号証 「有益費の内訳について」と題するメモ
- 甲 9 号証 平成 2 8 年 4 月 3 0 日付不動産鑑定評価書に対する意見書(平野一級建築士)
- 甲 1 0 号証 森友学園側の担当者間のメールのやりとり
- 甲 1 1 号証 森友学園の案内に安倍明恵が名誉校長として就任していたチラシ

添 付 書 類

甲各号証(写し) 各 1 通

別紙被告発人目録

(背任罪の被告発人)

- 被告発人(1) 美並義人(2016年6月当時の近畿財務局局長)
- 被告発人(2) 武内良樹(2016年3月当時の近畿財務局局長)
- 被告発人(3) 田村嘉啓(財務省理財局国有財産審理室長)
- 被告発人(4) 三好泰介(近畿財務局管財部統括国有財産管理官)
- 被告発人(5) 池田靖(近畿財務局管財部国有財産管理官)
- 被告発人(6) 加藤隆司(大阪航空局長)
- 被告発人(7) 安地克己(大阪航空局として地中埋設物の存否について森友側と交渉した職員)

(証拠隠滅罪の被告発人)

- 被告発人(1) 背任罪に該当する上記職員のうち他人に証拠隠滅行為をさせた職員
- 被告発人(2) 証拠隠滅行為を行った氏名不詳者

別紙証拠目録記載の文書目録

- 1 2016年3月11日から同年6月20日までの間の次の文書、図画、電磁的記録
 - (1) 開示対象文書の趣旨（森友学園側の担当者（酒井康生弁護士、藤原工業(株)の担当者、(有)キアラ建築研究機関の担当者）から提出された文書、図画、電磁的記録）
 - ① 森友学園側の担当者からの地中埋設物が存在したとして提出された文書、図画、電磁的記録
 - ② 森友学園側の担当者からの地中埋設物の撤去費用積算に必要な見積書、要望書などの文書、図画、電磁的記録
 - ③ 本件土地の価格交渉において、森友学園の代理人弁護士の酒井康生からの提出された文書、図画、電磁的記録
 - (2) 対象文書の趣旨（上記1に際して近畿財務局内で作成した下記文書、図画、電磁的記録）
 - ① 森友学園との面談、交渉した時の面談、交渉内容を記載した文書、図画、電磁的記録
 - ② 上記（1）①の森友学園担当者からの意見、要請に基づき庁内で作成した報告文書、回覧文書 稟議書、決済文書またはその趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録
 - ③ 上記（2）②に関連して庁内で作成した、報告、稟議、決済文書又はその趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録
 - ④ 上記期間内において地中埋設物の現地において撮影した写真。
 - ⑤ 上記（1）③結果を受けて庁内で担当者が作成した報告文、回覧文書、その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録
 - ⑥ 上記（1）③の結果を受けて、本省への報告、協議内容を記載した文書、その他この趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録
- 2 2015年5月29日から2015年12月末までの間の下記文書
 - (1) 対象文書の趣旨（森友学園から提出された文書、図画、電磁的記録）
 - (2) 対象文書の趣旨（森友学園側からの要請に基づき近畿財務局の庁内で作成した報告、検討、回覧文書、図画、電磁的記録）
- 3 2015年10月から11月17日の間に安倍昭恵官邸秘書（谷）から財務省本省に問い合わせし、同年11月17日に田村嘉啓国有財産管理室長から FAX 回答があった件について。
 - (1) 安倍昭恵秘書である谷官邸秘書から上記の期間内に財務省本省に問い合わせ

した文書、図画、電磁的記録

(2) 2015年11月17日、田村嘉啓国有財産管理室長から谷官邸秘書への回答である文書、図画、電磁的記録

(3) 上記(1)の要請を受けて庁内でどのように対応するかの報告文書、協議書など又はその趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録